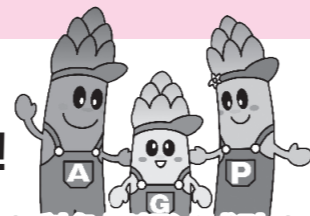


# 金ケ崎町はマイホーム取得を支援しています！



**1 定住促進住宅取得支援補助金**  
町内の民間賃貸住宅に居住している40歳未満の世帯が新たに住宅建設または取得する場合、経費の一部を最大10万円補助します！

■補助内容

自己の居住用に新たに住宅建設または取得する際に係る次の経費の総額に対し、1/2（上限10万円）を補助します。



- ①事務手続き経費
- ②引越費用
- ③住宅の火災保険料および地震保険料

■補助対象

- 次の要件にすべて該当する人が対象となります。
- ▶申請時点において世帯全員が40歳未満であること
- ▶町内の民間賃貸住宅に居住していた世帯が新たに町内に住宅を建設または取得していること
- ▶町内に新築または取得した住宅を登記していること
- ▶世帯全員が町税等を滞納していないこと

**2 住宅建設資金金利負担軽減補助金**  
町内にマイホームを建設または購入した場合、住宅ローン返済に係る利子の一部を3年間分補助します！

■補助内容

借入金額に契約年利（上限1%）を乗じた額または支払利子のいずれか低い方の額を1年度毎に1回（合計3～4回）補助します。



- ※1月～12月分までの利子を1年度毎に算定します。
- ①特定団地（サンライズ上平沢・湖水パーク改断・田園パーク横道）に建設した場合  
3年間で最大90万円
- ②宅地開発計画区域（横道・谷地地区）に建設した場合  
3年間で最大60万円
- ③上記以外の町内に建設または中古住宅を購入した場合  
3年間で最大45万円

■補助期間

交付認定をした月から36月間（3年間）

申込先・☎ 商工観光課（内線2333、2341）

あなたの力を金ケ崎町のために

## 町職員募集！

令和2年4月1日採用の町職員を募集します。  
☎ 総合政策課（内線2315）



募集職種	受験資格（次の全てを満たすこと。）	採用人数
一般行政	▶平成元年4月2日以降に生まれた人▶高等学校卒業以上の学歴を有する人（令和2年3月卒業見込みを含む）	2人程度
一般行政（障がい者）	▶平成元年4月2日以降に生まれた人▶高等学校卒業以上の学歴を有する人（令和2年3月卒業見込みを含む）▶次のいずれかの手帳の交付を受けている人（受験申込日及び受験日当日において有効であること）⑦身体障害者手帳⑧都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳⑨精神障害者保健福祉手帳	1人
一般行政（職務経験）	▶昭和54年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人▶高等学校卒業以上の学歴を有する人▶職務経験が直近10年（平成21年4月1日から平成31年3月31日まで）中に6年以上ある人	1人
保健師	▶平成元年4月2日以降に生まれた人▶保健師免許を有する人（令和2年3月までに取得見込みを含む）	2人
診療放射線技師	▶昭和53年4月2日以降に生まれた人▶診療放射線技師の免許を有する人▶平成31年3月31日現在において、診療放射線技師の職務経験が3年以上ある人	1人
歯科衛生士	▶昭和58年4月2日以降に生まれた人▶歯科衛生士の免許を有する人▶平成31年3月31日現在において、歯科衛生士の職務経験が3年以上ある人	1人
幼稚園教諭	▶昭和58年4月2日以降に生まれた人▶幼稚園教諭免許及び保育士資格を有する人▶平成31年3月31日現在において、保育士もしくは幼稚園教諭の職務経験が3年以上ある人	1人

■申込期限 8月16日（金）まで ※郵送の場合必着

■申込書 役場総合政策課職員係で配付しているほか、町のホームページからダウンロードできます。

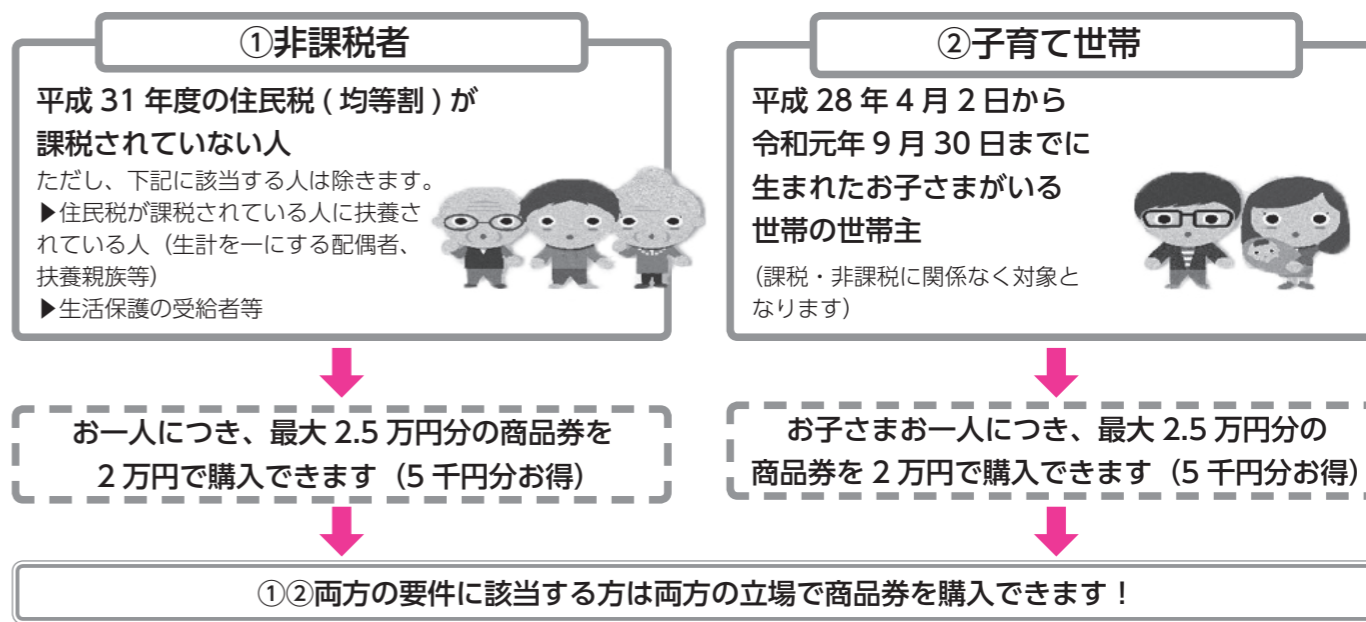
■一次試験日程 9月22日（日）

# プレミアム付商品券



町は、消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。

## プレミアム付商品券を購入できるの



## 金ケ崎町プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ

- 1 申請する（非課税者のみ）**  
▶金ケ崎町から申請書が届きます。  
▶申請書に必要事項を記入して、保健福祉センターに提出してください。  
▶申請期間：令和元年7月16日から12月27日  
※子育て世帯については申請は不要です。
- 2 商品券の購入引換券が届く**  
▶非課税者については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。  
▶子育て世帯については住民票記載の住所に世帯主宛てで購入引換券が届きます。
- 3 商品券を購入する**  
▶商品券は町が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を提示し購入します。※指定窓口は決まり次第、町ホームページ等でお知らせする予定です。  
▶商品券は5千円単位で購入することも可能です。  
■購入可能期間 10月1日から令和2年3月31日
- 4 商品券を使用する**  
▶商品券は、金ケ崎町内の使用可能な店舗で使えます。（使用可能店舗は決まり次第、町ホームページ等でお知らせする予定です。）使用期間が限られていますのでご注意ください。  
■使用可能期間 10月1日から令和2年3月31日

■申請先・問い合わせ先 保健福祉センター（☎44-4560）